

## 新潟市外郭団体経営改善検討会議設置要綱

(設置)

第1条 「新潟市外郭団体評価実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づく評価の実施体制を確立するため、新潟市外郭団体経営改善検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 外郭団体全体のあり方、方向性及び懸案事項などについて協議すること
- (2) 実施要綱第5条第1項第3号に規定する総合評価の結果に基づき、指導調整が必要な外郭団体に対して方針を検討すること

(組織)

第3条 検討会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、各外郭団体を所管する部の部長及び区の区長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、検討会議の委員以外の者を検討会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第5条 検討会議に関する庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。